

退職等年金給付と経過的職域加算額に係る併給調整

経過的職域加算額		組合員本人の給付			遺族としての給付	
		退職共済年金	障害共済年金 (公務外)	障害共済年金 (公務等)	遺族共済年金 (公務外)	遺族共済年金 (公務等)
退職等年金給付	退職年金	併給○ ※1	併給×	併給×	併給○ ※2	併給○ ※2
	有期一時金	併給○ ※1	併給△ ※3	併給× (一時金分は内払扱い) ※4	併給○ ※2	併給○ ※2
	公務障害年金	併給×	併給×	併給×	併給×	併給×
組合員本人の給付	公務遺族年金	併給× ※5	併給× ※5	併給× ※5	併給×	併給×
	遺族一時金	併給○	併給○	併給○	併給○ ※1	併給× ※4

※1 それぞれの給付の算定基礎となる組合員期間が重複しないため、併給が可能です。

※2 新制度の退職年金は、公的年金ではなく積立方式であることから、経過的職域加算額の遺族給付との併給が可能です。

※3 退職年金を選択した場合、障害共済年金(公務外)は支給停止されますが、障害共済年金(公務外)を選択した場合でも、有期一時金は支給されます。

※4 新制度(退職等年金給付)の併給調整規定(地方公務員等共済組合法第82条第3項、第93条第3項)が準用されます。

※5 経過的職域加算額の退職共済年金・障害共済年金は、公的年金であるため、従来どおり新制度の公務遺族年金との併給は不可となります。

注 経過的職域加算額のみでなく共済年金(施行日前発生)の職域年金相当部分についても同様です。